

# 糸島市補助金設計書

|     |       |
|-----|-------|
| 所管課 | 地域振興課 |
|-----|-------|

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 補助金名称 | 校区まちづくり補助金            |
| 区分    | 奨励・支援的事業補助            |
| 該当例規等 | 糸島市校区まちづくり推進事業補助金交付規程 |

〔長期総合計画体系〕

|                                          |
|------------------------------------------|
| 基本目標 5 __みんなの力で進める協働のまちづくり               |
| 政策 1 __協働のまちづくりの推進                       |
| 施策 __いとしま共創プラン（小学校区を核とした地域主体のまちづくり）を推進する |

## 1 補助の目的

小学校区を単位とする自治組織が実施する事業に対して補助金を交付することで、校区が主体的に課題の解決を図る課題解決型のまちづくりを推進する。  
校区に住む市民が、どのような校区にするか知恵を出し合い、「ここに住んで良かった」「暮らしてよかった」と思える校区まちづくりの実現を目指す。

## 2 成果指標

成果指標：地域行事への参加している人の割合  
目標値：64.9%（H26） 71.4%（H32）  
市民満足度調査

## 3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

校区運営委員会等が校区まちづくり計画を基に校区が行う事業  
（校区の継続性、発展性があるもの、校区の課題解決につながるものなど）

補助対象者

校区運営委員会等のうち市長が認めたもの  
（各校区で活動する校区運営委員会や校区振興協議会等の校区を単位とした自治組織）

## 4 補助対象(外)経費

補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費

（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、原材料費、その他）

補助対象外経費

事務局経費、構成員の親睦に要する経費、他の補助制度等により補てんされる経費、土地の取得・補償にかかる経費

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率：9 / 10

補助限度額：1 校区あたり1,000千円

「地域の課題を地域で解決する」、「地域にできることは地域で行う」という考えを浸透させ、市民自ら地域課題の解決や地域資源を活用したまちづくりを行うことは、長期総合計画の重点プロジェクトに「校区まちづくりの推進」が掲げられており、喫緊な課題である。

課題解決のためには、小学校区を単位とした校区まちづくり推進事業の取り組みを強かに浸透させ、地域の自治力向上と活性化を図らなければならない。そのため、高い補助率としている。

## 6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

平成32年度まで